

(仮称) 高浜市手話言語条例 (案)

言語は、お互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、手指や体の動き、表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を持つ非音声言語です。

ろう者は、手話を思考と意思疎通を図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な独自の言語として大切に受け継いできました。

しかしながら、これまでの長い歴史の中で、手話は言語として認められず、ろう者は苦難を強いられてきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語であるとの位置づけが制度的には確立されました。しかしながら、その認識は、いまだ十分に深まっているとは言い難い状況にあり、手話を通じて十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整備する必要があります。

高浜市は、手話の意義を正しく認識し、手話が言語であることの理解を広めることで、手話によるコミュニケーションと情報提供を保障し、ろう者とろう者以外の者が共生し、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚の障害により、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話通訳者 ろう者とろう者以外の者との間で、手話によりコミュニケーション支援を行う者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域共生社会の実現を目指すものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、コミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ろう者のコミュニケーションにおける手話の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念にのっとり、主体的に手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(手話に関する施策)

第6条 市は、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話によるコミュニケーション及び情報取得に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(協議の場)

第7条 市は、手話に関する施策を定める場合（これを変更する場合を含む。）又は手話に関する施策を適切に実施するため必要がある場合は、ろう者、手話通訳者その他関係者から意見を聴くため、協議の場を設置するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。